

日時：平成29年2月17日（金曜日） 14時00分～16時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

○山本委員長 皆様、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会の第17回を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、まずは住田商務流通保安審議官より一言ご挨拶申し上げます。

○住田商務流通保安審議官 本日は、お忙しい中多くの方々にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

過去3年ほど、16回にわたって皆様にご審議をいただいていた割賦販売法の改正につきましては、2つの報告書を出していただいて、これを踏まえて、昨年臨時国会にて可決・成立させていただくことができました。12月2日に成立をいたしまして、9日に公布ということでございます。今後1年半以内に施行ということになりますので、そこに向けて、今後円滑な施行に向けました措置をしていきたいというふうに考えておりますので、きょうは、その点についてもご議論をいただきたいというふうに思います。

繰り返しといいますか復習になりますけれども、今回の割販法改正、国会審議でも条文自体が若干わかりにくいというところもありまして、いろいろ突っ込んだ議論をしていただいたわけでございますけれども、また、もともとの法制的な成り立ち、必ずしも業法というわけではない成り立ちでございますので、そういった意味で消費者とクレジットカード、割賦販売というものの接点の法律であるということで、法律体系の中でもいろいろと書きづらい部分といったようなものがございまして、法制局ともかなり多くの議論をさせていただきました。

その結果、少しわかりにくい部分も出てきた部分もあるのですが、大きな柱としては、1つは加盟店管理をしっかりやっというということで、クレジットカードの番号等の取扱契約締結事業者、いわゆるアクワイアラー等でございますけれども、これを登録制にして加盟店調査を義務づけていくということ。2点目としましてはカード情報の適切な管理ということで、まさに不正利用防止対策ということで、加盟店についてもカード番号の管理など不正使用対策を義務化するということ。3つ目といたしましては、まさにフィンテック事業者などの参入を見据えて、イノベーションと両立をし得る、あるいはイノ

バージョンを加速するような法律体系にしていこうということで、決済代行業者も登録をするということができるよう仕掛けをつくり、一方で加盟店のカード利用時の書面交付義務の緩和なども通じて、よりいろいろな事業者の負担が少ないようにしようというようなことを導入したわけでございます。

これらにつきまして、法律では原則を定め、性能規定のようなものを定めて、詳細は省令以下に譲るということで、具体的な基準につきましての省令などを速やかに整備する必要がありますわけでございます。

また、今回再開をする小委員会におきましては、この省令の内容についての議論のほか、消費者利益の観点、あるいは過剰与信防止という観点から、支払可能見込額調査がどうあるべきであるか、あるいは前払い式の特定取引である冠婚葬祭互助会や友の会といったようなものが直面をしている諸課題について対応の方向性についてご審議いただければと思いますので、活発なご議論をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、議事に進みます前に、委員、オブザーバーの追加・変更並びに今回の委員、オブザーバーの出欠状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　本日は、皆様どうもありがとうございます。

それでは、前回からの委員、オブザーバーの追加・変更についてご紹介をさせていただきます。今回から、監査法人アヴァンティアの小笠原先生に委員としてご出席、ご参画をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、オブザーバーについては、今回より互助会保証株式会社の佐々木常務、株式会社高島屋友の会より日本百貨店協会友の会委員会委員長の仲田様、日本百貨店協会の常務・西田様、株式会社クレディセゾンの平瀬様、本日はご欠席でございますが、日本割賦保証株式会社の牧様、一般社団法人FinTech協会の丸山様、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助会の三宅常務にご出席をいただいております。日本割賦保証株式会社の牧様におかれましては、本日は、代理出席をいただいております。

消費者庁取引対策課長、昨年の夏に交代をしております、佐藤課長がメンバーということになっておりますけれども、本日は代理出席ということになっております。

以上、委員、オブザーバーの追加・変更状況となります。

本日は、オブザーバーの沖田様、先ほど申し上げました平瀬様、牧様、通販協会の万場様にご欠席ということになっております。また、小塚先生におかれましては、おくれたの

ご出席というふうには伺っております。藤原委員におかれましては、途中でのご退席というふうには聞いております。

最後に、本小委員会では、前回までに引き続きまして、今回もペーパーレスでの実施をさせていただいております。一方で、便宜上、一部の資料はお手元に参照用に置かせていただいておりますけれども、全体資料につきましてはタブレットのほうでござらんをいただければと思いますので、もし操作の仕方など問題がございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局のほうにお知らせをいただければ対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

本日の議題でございますが、お手元の議事次第にも示しておりますように、第1に「割賦販売法の一部を改正する法律についての報告」、第2に「今後の検討課題について」ということになってございます。検討課題といたしましては、「割賦販売法改正に伴う省令改正等に係る検討課題について」、これがそのうちの第1番目のもの、第2番目のものは「前払式特定取引に係る検討課題について」となっております。

それでは、まずは、先ほど住田審議官のほうからもございましたように、割賦販売法改正に至る過程でいろいろ曲折もございました。委員の皆様、これまでの審議に参加してこられて精通されている方ばかりですが、やはり復習というのは非常に大事だということでありまして、まず割賦販売法の一部を改正する法律につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　これは配付をさせていただいておりますので、タブレットのほうで資料2というのをござらんいただけますでしょうか。前回、前々回、2回の割販小委でのご報告を受けまして、昨年臨時国会のほうで成立・公布させていただいております。基本的には提言に沿った内容ですので、ポイントのみ簡単にご紹介をさせていただければと思います。

冒頭、住田審議官のほうからご挨拶でもございましたように、提言を踏まえて内容を盛り込んでおりましたが、法制面での検討の中で幾つか工夫をさせていただいたところもござりますので、あわせてご紹介をさせていただきます。

1 ページ目が全体の概要でございます。背景はご案内のとおりでございますが、3つの柱でございます。1つは、加盟店に対する調査等をアクワイアラー等に義務づける。登録制度のもとで加盟店調査等を義務づけるというのが1つ目でございます。2つ目はセキュ

リティということで、加盟店に対してクレジットカード番号等の情報管理、あるいはＩＣ対応化などによる不正使用対策を義務づける。３つ目にフィンテック企業のさらなる参入を見据えた環境整備ということで、決済代行を営むフィンテック企業についてもアクワイアラーと同一の登録を受けられる制度を導入する。また、加盟店の書面交付義務については緩和をする、こういった主な内容になっております。

施行期日については、公布の日、昨年12月9日から1年6カ月以内で、政令で定める日ということでございますので、来年の5月あるいは6月あたりをめどに作業を進めていきたいというふうに思っております。

２ページ目のところが加盟店におけるセキュリティ対策の義務づけということで、後ほど省令改正事項としてもご審議をいただきますけれども、セキュリティ対策の中身としては、情報漏えい対策、また不正利用防止措置というのが２つ大きな柱になっておりまして、不正利用防止については、対面の場合であれば偽造カードを防止する、そのためのＩＣ対応の決済端末の導入。非対面、ネット取引においては、パスワードによる本人認証やセキュリティコード等による多面的・重層的な不正使用対策ということで、法律上は番号等の適切な管理、あるいは不正利用の防止措置ということが規定をされておりまして、具体的な中身として、セキュリティ協議会のほうでつくっていただいている実行計画の中身に当てはめていくとこういう具体的な内容が想定されるということでもまとめたのが２ページでございます。

３ページは条文を参考に載せておりますが、飛ばしていただいて、４ページでございます。こちらが、今回新たに導入をいたしますアクワイアラー等の登録制度でございます。法律の条文上は、一番上のオレンジの枠にあります「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」というのが登録の対象となる事業者の用語ということになっておりまして、具体的には、下にございますように、アクワイアラー、あるいは加盟店審査について最終決定権限を与えられている決済代行業者・ＰＳＰがこれに当たるということになっております。アクワイアラーにつきましては、加盟店契約業務、いわゆるアクワイアリング業務をアクワイアラーが行う場合には、基本的には登録が必要になるということで、今回主眼でもございました海外のアクワイアラーにつきましては、国内の加盟店と契約を結ぶ場合にはこの登録義務の対象になり、登録の要件として国内営業所の設置が求められるということでございます。

それに対して決済代行業者、いわゆるＰＳＰについては、２つのパターンがあるかと思

っております。Aパターンといたしましては、アクワイアラーから包括的に授權をされて、加盟店と契約を結ぶか結ばないかということについての実質的な最終決定権を持つ場合というのは、先ほどの番号等取扱契約締結事業者に当たるということで登録が必要になる。一方でBパターンについては、一次審査は行うけれども、最終決定権限はアクワイアラーが留保していると。実際にはこういうケース、現状多いかというふうに聞いておりますけれども、この場合であれば責任主体はアクワイアラーと、登録の対象はアクワイアラーになるということで、P S Pは登録が不要と。いずれのパターン、いずれの権限関係で事業を行うかというところについては、P S Pが選択可能という意味で、ご提言をいただきました任意登録制の趣旨を反映した制度になっているというふうに思っております。

5 ページは、この条文を張りつけております。5 ページ、6 ページは飛ばしていただいて、7 ページでございます。7 ページをごらんください。

先ほど登録の対象となっております番号等取扱契約締結事業者については、加盟店調査等の義務が課されるということで、その中身としては、まず契約を締結するときに加盟店調査を行う初期審査というものと、契約を締結した後、例えば情報漏えい事故が起こった、あるいは消費者トラブルが発生したといったようなところについて加盟店調査を行う途上審査。それぞれの初期審査、途上審査の結果、何らかの問題がある加盟店ということになった場合には是正指導、あるいは必要な場合には契約解除といったような必要な措置をとっていただくというような構成になっております。そういった意味で、必要な措置も含めて「調査等の義務」というふうに書かせていただいております。

具体的な条文は8 ページのところがございます。

9 ページは、この登録事業者において加盟店調査が十分行われていなかったような場合の改善命令ですとか登録の取り消しといったようなところの関連規定を並べさせていただいております。

10 ページはご参考まで、条文上の番号等取扱業者というのが具体的には何に当たるのかというのを整理したものですので、ご参考としてみていただければと思います。

11 ページをごらんください。書面交付義務でございますが、こちらについてはカードを利用したとき、これはマンスリーを除くということで、いわゆる包括の部分について加盟店に課せられている書面交付義務について、今回は情報提供義務ということに改正をさせていただいております。下に条文もつけておりますが、これまで書面交付しなければならないとしておりましたところを、情報提供ということにしたということと、書面交付記載

事項につきましては、2号、3号、商品の引き渡し時期、あるいは契約解除に関する内容については、特約のある場合というところに限っての情報提供ということにしております。

なお、高齢者等の消費者に配慮して、5項ということで、特に消費者からの求めがあった場合には書面交付をしなければいけないというところは規定を入れさせていただいております。

12ページでございますが、認定割賦販売協会に関する改正事項でございます。日本クレジット協会、認定割賦販売協会ということで認定を受けているわけですけれども、今回、その法定業務として35条の18、7号というところを追加させていただいております。「番号等の適切な管理等」ということで、セキュリティに関する業務というのを明確に法定業務として位置づけをさせていただいております。

次の認定割賦販売協会への報告というところで2項を追加しております、これまでイシューからの苦情情報を報告するという1項だけでしたが、これに新たにアクワイアラー等が加盟店調査で得た加盟店に関する情報についても報告の対象とするというのを追加させているところでございます。

13ページは、特商法の改正に連動して足並みをそろえてやっていくというところで、ここについては、施行については特商法の改正の施行時期に合わせてということですので、年内の想定で、ほかの部分の施行と切り離して早目の施行、特商法とずれが生じないようにということで消費庁と調整をしているところでございます。

15ページをごらんください。今回、おかげさまで国会においては全会一致で成立ということになっておりますけれども、衆議院でも参議院でもこちらの附帯決議ということをお願いしておりますので、今後、詳細設計あるいは運用に当たっては、こういったところも念頭に置きながら進めていく必要があるというふうに考えております。

最後、16ページでございます。これは法律改正そのものとはちょっと別ですけれども、附帯決議を踏まえて、今、制度の話と並行して取り組んでいることのご紹介でございます。1つ目は、昨年こちらの小委員会でも提言に入れていただきました、セキュリティ対策を講じている加盟店を消費者に対して見える化をしていくべきではないかということで、これを受けまして附帯決議にも入っておりますが、1つ目といたしましては、日本クレジット協会のほうで、IC対応加盟店であることを消費者にわかりやすく伝えるための表示方法について検討を進めていただいているところでございます。2つ目、これは経産省の今年度の事業としてもうすぐまとまりますが、加盟店に対する調査を実施させてい

ただいて、セキュリティ対策の取り組み状況についてまとめたレポートを年度内に公表させていただきます予定であります。

2つ目といたしましては、加盟店契約に関するガイドラインということで、欧州の例なども勉強しながら、これも今年度の委託事業の中で、②のところでございますように、IC未対応の加盟店で不正利用が発生した場合の損失負担のあり方について、セキュリティ強化の観点でどういったあり方が望ましいかというところを行政のガイドラインとして策定し、公表をしていく予定でございます。

以上が資料2のご紹介です。ありがとうございました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

質疑につきましては、後ほどまとめていただくことといたしまして、次に今後の検討課題につきまして、まずは改正割賦販売法に伴う省令改正等に係る検討課題につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　続きます、資料3でございます。これは審議用の論点提起の資料でもございますので、念のため、紙でも配付をさせていただいております。資料3「改正割賦販売法に基づく省令改正等について」という資料でございます。こちら、2回の小委員会の報告書の振り返りの部分もございますが、法改正を終えて、今後、省令以下審査基準ですとか監督の基本方針というものを定めていくに当たって、繰り返しの部分もあるかもわかりませんが、改めて確認をさせていただければということで、全体について盛り込ませていただいております。

1ページをごらんいただけますでしょうか。こちらの整理表でございますが、左の欄が今回の法改正の中で省令委任事項を拾ったものでございます。それぞれについて今回、一番右のところを検討課題として幾つかくくった上で、それぞれ改正法の省令委任についてお諮りをさせていただきたいということで、こんなラインナップをお願いをできればと思っております。

2ページ目以降、検討課題6つそれぞれについて、事務局としての論点提起でございます。1つ目でございますが、加盟店におけるセキュリティ対策ということで、今回は番号等の適切管理・情報漏えい対策、あるいはIC対応等による不正使用の防止、この2つについて加盟店が必要な措置を講じるということが義務づけをされております。

これに関しては、昨年春にご審議をいただきました報告書追補版の中でいろいろなご意見をいただきまして、リスクベース、あるいは性能規定の考え方のもとで、省令で定める

基準としては余り具体的な手段を限定しない。一方で予測可能性という観点から、クレジット取引セキュリティ対策協議会のほうで幅広い関係事業者のコンセンサスとしてつくっていただいております実行計画を、実務上の指針というふうなことで参照するべきではないかということでご提言をいただいております。

昨年春の追補版の関連部分については、下のオレンジの枠の中に抜粋をさせていただいております。こういった内容で進めてよいかということを確認させていただければというふうに思います。

なお、この実行計画につきましては、昨年2月に2016版が公表されておりました、これは1年間の進捗、あるいは法改正というような進捗も踏まえて、来月の3月8日に改訂版2017バージョンというのをまとめて公表する予定になっておりますので、この最新の内容につきましては、次回の割販小委の場でご紹介ができればというふうに思っておりますのが、先ほど1つ目の資料でもございましたような大きな三本柱については、今回の2017でも引き継がれる方向でございますのでご紹介をさせていただきます。

次、3ページでございます。今回登録制のもとでアクワイアラー等に義務づけをさせていただいております加盟店調査等に関してでございます。今回改正法の中では、条文としては、必要があれば、タブレットのほうで資料2の該当部分をあわせてごらんいただければと思いますけれども、条文の中では、法制的な検討の結果、加盟店調査の対象として、番号等の適切な管理及び不正な利用の防止について調査をし、ということになっております。

2つ目の青丸のところでございますが、①として、加盟店の悪質な取引についても調査対象とすべきではないかということを一つ入れさせていただいております。この趣旨は、条文上、先ほど申し上げたようにセキュリティのほうについて番号等の管理、あるいは不正な利用の防止という表現で入れさせていただいておりますので、こちらの2回の報告書でも非常に重要なところであった悪質な取引についても、この加盟店調査の対象とするということについて改めて確認をさせていただき、ご了承を得られれば省令の中でしっかり明確化を図っていきたいというふうに思っております。

一番下に抜粋、これは一昨年7月の第1弾の報告書の関連部分、抜粋をさせていただいております。下から4行目でございますが、「初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせ」ということで、総合的な柔軟なやり方を許容していくというような考え方をお示しいただいております。

こういったことを踏まえつつ、上の青いところの②でございますけれども、初期審査に

関しては、最低限必要な調査事項といたしまして、報告書にもございますような所在地ですとか取扱商品、あるいは販売形態等については最低限確認をしていただくのがよいのではないかと。③といたしまして、契約締結後の途上審査に関しては、例えば情報漏えい事故や消費者苦情の発生等を契機として、必要に応じて行うということを基本としつつ、かといって放置をしないといたことにならないようにということで、一定期間経過したときの状況確認的なものは必要ではないかということでございます。

なお、冒頭申し上げそびれましたが、お手元に昨年の臨時国会での本改正法についての審議録、国会の委員会での審議録もご参考までお配りをさせていただいております。国会での審議も踏まえてこういった提起をさせていただいております。

3つ目といたしまして、詳細については認定割賦販売協会、クレジット協会のほうで実務も踏まえて策定をしていただく自主規制規則、あるいはガイドラインというところで詳細を定めていったらよいのではないかと、前回、前々回の報告書を踏まえて改めて書かせていただいております。

4ページでございます。3つ目の課題といたしまして、アクワイアラー等の登録につきまして、どういった登録要件とすべきかということで書かせていただいております。法律上、拒否事由ということで幾つか書いてありますけれども、中でも特に重要なものとして、太字にしております加盟店契約の締結業務及び加盟店調査の適確な実施を確保するために必要な体制整備というのが登録を受ける際の要件ということになっておりまして、その具体的な中身については省令で定めるという形になっております。ここは登録審査で確認をして、体制整備がきちんと整っていないところについては登録を受けられないということになりますので、非常に重要な部分だというふうに思っています。

その中の1つ、体制整備として明確にしておいたほうがよいのではないかと1つとして、2つ目でございますように、委託先の管理ということで、アクワイアラーがみずからやる場合は当然適確に実施をするということですが、これはアウトソースする場合にも、アウトソースしたから監督しないということになっては適確な実施が図られませんで、しっかり委託先の管理をしていただくということが重要ではないか。典型的には、無登録のPSPを使って加盟店審査を委ねるといったような場合も想定をして、重要な点ではないかというふうに思っております。

3つ目といたしまして、例えばアクワイアラーも登録を受けている、PSPも登録を受けているといったような場合に、では、いずれが法律上の加盟店調査の義務を負うのかと

ということについては、先ほど資料2でもご紹介させていただきましたように、本来的にはアクワイアラーが責任主体であるというところから出発をいたしまして、PSPに対して加盟店調査についての包括的な授権があるかどうかというのを個別の契約内容、権限関係に応じて判断をしていく必要があるのではないかとというふうに提起をさせていただいております。今回導入した登録制の趣旨は、登録を受けた事業者に加盟店調査をしっかりとやっていただくということですので、加盟店調査義務の責任を果たすために十分な権限をもっているかというような観点で判断をしていくということになるのではないかとということを書かせていただいております。

5ページ目でございます。検討課題の4ということで、こちらは3つに分けて苦情情報の活用についてまとめさせていただいております。この苦情情報の活用については、今回の国会の附帯決議でも、衆参ともに1つ目の事項としていただいているところでございます。

苦情情報の活用(1)ということで、イシューからアクワイアラーに対する苦情処理の連携というのを挙げさせていただいております。改正法では、オフアス取引を念頭に置いて今回アクワイアラーに対する登録制、あるいは加盟店調査の義務づけということをさせていただいておりますが、一昨年 of 報告書の中でもありましたように、オフアス取引の場合について、現行ですとイシューが苦情処理義務ということになっておりますが、イシューの苦情処理義務の中でオフアス取引に関する苦情の場合には、イシューだけではなかなか原因究明し切れないということは実際ございますので、イシューがアクワイアラーに対して、自分が受けた苦情情報を伝達する、こういったイシュー、アクワイアラー間で苦情処理について連携を図っていくということ、イシューの苦情処理義務の具体的な内容として省令に追加をさせていただけないかどうかということでございます。

次、6ページでございます。今回、こちらの小委員会での議論を経て、支払期間が2カ月以内の取引については、マンスリー取引については、苦情処理については義務づけをしないということで結論をいただいております。一方で、附帯決議の中にもございますように、マンスリーの部分についての苦情情報もしっかり加盟店調査の中で活用していくのがよいのではないかとというのはございますので、これについては認定割賦販売協会の自主的な取り組みとして、このマンスリーに関する苦情情報についても、加盟店情報交換制度、JDMというふうと呼んでおりますけれども、この加盟店情報をデータベース化して、カード会社で共有をしてしっかりと活用していくという仕組みの中に、このマンスリーに関する

る苦情情報も追加をしていってはどうかということを書かせていただいております。

ですので、6 ページ目の(2)のところは省令事項ということではございませんが、非常に関連もありますので入れさせていただいているものでございます。

7 ページでございます。苦情情報の3つ目の課題といたしまして、(1)のところ、オファスの場合にイシューアからアクワイアラーに対して苦情処理を連携していただくということの裏表の関係かと思えますけれども、受け取ったアクワイアラーにおいては、イシューアから受け取った苦情情報をみずからの加盟店調査の中で適切に活用していくことを、アクワイアラー等の加盟店調査義務の具体的な中身として入れておいたらよいのではないかというのが7 ページ目でございます。

8 ページ目、繰り返しになりますが、附帯決議の該当部分についてここに載せさせていただいておりますので、こういったことも踏まえてご審議をいただければありがたいと思います。

9 ページでございます。検討課題⑤ということで、取引条件の表示、書面の交付ということでございます。今回の法改正では、2 カ月超のカード利用時における加盟店の書面交付義務を、先ほどご紹介したように情報提供義務にさせていただいております、その項目については特約がある場合に限ると、大きくこの2 点の改正をさせていただいております。

これと関連をいたしまして、昨年春の追補版の中身、下に抜粋をさせていただいておりますが、ご議論の中で、今回改正したのは加盟店からの書面交付でございますが、カードを発行するときのイシューアからの書面交付、カードを利用するときのイシューアからの書面交付と加盟店からの情報提供というこの3 つについて、全体として、消費者にとって取引のどの段階でこういった情報を誰から提供するのが効果的な情報提供として望ましいあり方かというところをもう一回見直すべきではないかという宿題を昨年春の報告の中でもいただいておりますので、こちらについて、法改正の内容も踏まえた上で改めて具体的な中身をお諮りしたいというのがこちらの趣旨でございます。

10 ページでございますが、字が小さくなって大変申しわけございませんが、先ほどの3 段階、カード発行時、カード利用時のイシューア、加盟店という3 段階で、現行の法令で一体どういう項目が求められているかというのを並べてみたのがこちらのページでございます。参考まで、例えば真ん中のところで丸をつけさせていただいている項目、これは利用の都度、書面に記載をしておくということになっておりますのが、現行ですと、必

ずしも利用ごとに変更のないものについても、利用の都度毎回、変わらないのだけれどもイシューから消費者に伝えると。こういう形が、受け取る消費者の側にとって情報提供としてどうなのかというような観点を改めて見直しをさせていただきたいということで対比表を載せさせていただいております。

あるいは一番右側でございますけれども、これは加盟店からの情報提供事項、非常に詳細にわたっておりますが、例えば※をつけておりますような機種とか型式とか、こういったものが本当に消費者ニーズとしてあるのかどうかといったようなご意見も、今年の春、小委員会の中ではあったかと思っております。

11ページでございます。書面交付の続きでございますが、これは先ほどの3段階の一番最初のカード発行時、イシューから会員に渡される会員規約の中で、こういう記載方法をしてくださいというのが現行の省令に規定をされているという内容でございます。省令を張りつけさせていただいておりますけれども、要するに、この「用語」と書いてある、これは法律用語そのままですけれども、この法律用語をそのまま使って、右側に書いてある法律上の定義により表示をするということになっておりまして、例えば下から3段目の「包括信用購入あつせん」、これは、法律上は「つ」が大きいのですけれども、これをこのとおりに使って、法律上の定義を消費者がわかっているという前提で、こういう形で表示をなさいたいというような規定になっておりますが、これも一番上の青いところに戻りまして、消費者にとってのわかりやすさという観点で、こういった表示方法が本当に適切なのかどうかというのを改めてご検討をいただければというふうに思っております。以上、書面交付でございます。

12ページ、これは最後の検討課題6ということで、支払可能見込額調査について何ページか入れさせていただいております。こちらは今回の法改正から直結をするというものはございませんが、省令全体を見直すという非常によい機会でもございますので、ひとつお諮りをしたいというところでございます。

支払可能見込額調査については、現行で包括、個別ともにクレジット会社に対して調査義務というのが課せられておりまして、平成20年の前回の改正のときに、真ん中のオレンジの枠に抜粋をさせていただいております基本問題小委員会、当時から委員としてご参画いただいていた先生方も多いかと思いますが、もともと多重債務問題が非常に社会的に取り上げられ、貸金業法の改正がこれに先立って行われているという状況の中で、2つ目の段落ですけれども、「多重債務に陥る危険度という観点からは、商品の購入等に対して与

信が行われるクレジット取引については、借金返済等のための借入れも可能な貸金と異なり雪だるま式に債務が累積する可能性は少ない。他方、個品割賦購入あっせん取引が訪問販売業者による『次々販売』のような悪質な販売行為に利用されることで消費者が過剰な債務を抱える危険性が指摘されている。」というようなことで次に続きますが、「クレジット取引が持つ消費者への利便性と適正な消費者の購買意思を阻害することのないよう配慮しつつ、与信事業者たる割賦購入あっせん業者に対しても、自らの過剰与信防止を促し、ひいては販売業者による次々販売の未然防止にも資するルール整備が必要である。」 こういったご提言を受けて、包括、個別ともにクレジット業者に対して、包括であればカードを発行する際に、しっかり消費者の支払可能見込額を調査した上で適切な限度額を設定するということが義務づけられたわけでございます。

具体的には、下の枠2つ目でございますが、カードの限度額というのは、現行ですと支払可能見込額の90%より大きくなってはいけないというようなことになっておりまして、1つ目のポツの※にございますように、通常は、クレジットの債務残高と生活維持費まで侵食をしないということで、年収から生活維持費を引いたものが標準的な算定方法になっているということでございます。

上の青枠の2つ目に太字で入れさせていただいていますように、こういったもともとの立法趣旨であります多重債務者の発生を防止する、そのための過剰与信防止、適切な与信管理というところの趣旨は、当然引き続き重要だということをここで確認をさせていただいております。

次、13ページをごらんください。先ほどのように過剰与信防止という観点から、最後のページにまた載せさせていただいていますが、現行、非常に詳細な手続あるいは調査手法について規定を細かく定めております。施行されて約7年がたっております。その運用する実態の中でみえてきた課題といたしまして、この詳細な調査を求めている結果、消費者に対してカード発行の申し込みの際の過剰な負担を強いているのではないか、あるいは与信を受ける機会というのを制約しているのではないかというようなことで、先ほどの小委員会の報告書にもございましたが、消費者の利便性といったようなことでのクレジット支払いサービスを適切に利用するといった観点からの消費者利益が害されていないかという、この2つのバランスについて、改めて現行のような詳細な規定がよいのかどうかというのをお諮りしたいというのが趣旨でございます。

2つ目に書かせていただいたように、こういった過剰な負担といったような、いってみ

れば副作用といったようなものを軽減するという観点から、現行のような形式的・画一的な基準を見直しまして、もともとの立法趣旨である過剰与信防止という目的に照らして、より実質的な基準としていくということも検討をしていただければというふうに思っております。

その際には、昨年の春の議論でもありましたように、最近、非常にフィッテック企業の活躍というのも目覚ましいものがございますので、フィンテック等のデータを活用することによって、先ほどの副作用、消費者負担というものを軽減しつつ、一方で過剰与信防止という観点からもより精度の高い調査手法というのが、現状の技術を考えれば可能になってきているのではないかと。こういったところも最新の状況をみながら考慮をしていってはどうかということ提起させていただいております。

次、14ページでございますが、これは前回の法改正、特商法と合わせてやったときでございますけれども、前回の支払可能見込額調査を義務づけた際の国会での附帯決議ということで、線を引いておりますが、「支払可能見込額の調査に当たっては、利用者の預貯金等プライバシーに過度に立ち入ることのないよう指導する」ということが付されております。

15ページをみていただきますと、これは先ほどの現行の規定がどういうふうになっているかというのを、これでもかなり要約をしているのですけれども、重立ったものを並べさせていただいております。左側のそれぞれの法律の規定に対して、それを具体化する手続なり手法を定めているのが右側の省令事項ということで、例えば一番上、39条、年収、預貯金、クレジット債務の支払い状況、借入れ状況、これを調査しなければならない事項として規定をしております。なので、先ほどの附帯決議では「過度に立ち入ることのないよう」という配慮を求められている一方で、現行の規定では、これは調査しなければならない事項ということになっております。

40条の2項として、次の段に書かせていただいておりますが、39条の年収については、原則、申込者個人の年収というところからスタートいたしまして、一方でそこをベースにいたしますと、年収、必ずしも自分自身に収入のない方はカードがつかれないということになってしまいますので、特別に本人の年収ではなくて家族の年収と合算をしていいというケースが3つ限定列挙をされておまして、これは専業主婦あるいはパートタイムの主婦を想定して、103万以下の配偶者の収入。自分自身が103万以下で、配偶者の収入で生計を維持しているものについては、その配偶者のほうの年収を合算していい、あるいは二親

等以内の親族に扶養されている場合には、扶養者のほうの年収を合算していい、あるいは103万とは別建てにして、共働き夫婦の場合には、相手方の配偶者から申告を得られた場合には年収を合算してよいというような規定になっております。

もう一度2ページ戻っていただいて13ページでございますが、こういった現行の規定になっているために、「問題意識」のところでは書かせていただいておりますが、非常に多くのことで消費者から申告を求めなければいけないということで、消費者の手間や負担感をふやしているのではないかとといったこと。こういった申告原則ということになっておりますので、まずは申告を求めなければならないというふうになっている一方で、もう少しデータをうまく活用すれば、より負担の少ない調査方法があるのではないかと。

3つ目でございますが、先ほど、合算していい場合3つに限定列挙されているというふうに申し上げましたが、配偶者と二親等以内に限定をされておりますので、例えば事実婚の場合ですとかおじさん、おばさんに扶養されている場合については合算特例が使えないということで、現在家族の多様化ということが進む中で、こういった規定で具体的に書き尽くすことが可能なかどうかということもお諮りをしたいと思います。

下、「消費者の声」というところで挙げさせていただいておりますのは、経産省の消費者相談室に実際に寄せられた消費者からの生の声でございますが、いろいろクレジットカード会社から記載を求められているけれども、こんなに詳細な情報を提出する必要があるのだろうかといったような、違和感というか不快感ということにもつながっているのではないかと。

最後に、生計維持費については、現行で持ち家の有無と生計を一にする人数によって一律に設定をさせていただいておりますが、それが実態に即して合理的かといったようなことを問題意識として挙げさせていただいております。

長くなりましたが以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、與口専門委員より、支払可能見込額調査に係る問題事例につきましてご説明をお願いいたします。5分程度で、恐縮ですがよろしくをお願いいたします。

○與口委員　　そうしましたら、今、課長のほうからご説明ありました支払可能見込額調査等に係る部分で、実際に現場でどういう声が上がっているのかということについて、お手元の資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、表紙をめくっていただきまして、1つ目の二親等内親族につきましては、事実婚

あるいは内縁の夫婦のような場合について、あるいはおじさん、おばさんといったような方が生計の主な者ということになったときの与信に関しまして、お断りをせざるを得ない、二親等内の特例が使えないというようなケースでございます。

次の3ページ目でございますけれども、2というところで、「同一生計人数を用いた与信の問題事例」というふうに書かれておりますが、こちらのほうも、同一生計人を把握するために、1番目でございますように家族の構成だとか、あるいは同一生計人ですので、一緒に暮らしていなくても仕送り等行っている場合については含めなければいけないということになりますので、家計維持の状況、こういったものも確認をせざるを得ないと。

そうしますと、2番目でございますように、こういういろいろなことを確認する過程の中で、かなり踏み込んだ内容をお聞きせざるを得ないということで、クレジットを申し込むだけにどうしてこんなことを聞かれなければいけないのだ、あるいはカードを発行するのに何でこんな踏み込んだことを言われるのだというような苦情につながるケースがあるというのが2つ目でございます。

また、それをきちっとご説明をし、これが法に基づいたものなのだというふうに一生懸命説明をしますと、3番目のところでございますように、きちっと説明すればするほど時間もかかりますので、その時間がかかるということが消費者の方の不満につながって、いらら感でクレームになるというようなケースもあるというようなことでございます。

また、申込書等でいろいろな内容、家族構成ですとかそういったものをお聞きし、申告をいただくときに生計の人数もお聞きするのですけれども、配偶者がいながら生計が1人というふうに書かれたりしますと、申込書の内容でそれぞれ不整合があるということで、改めて確認をしなければいけなかったり、確認をしない場合にはちょっと多目に2人のほうで算定をするというふうなことをせざるを得なくなっているというようなことが、この2点目でございます。

次に、4ページ目の3番目でございますけれども、共働き夫婦についてというところで、こちらにつきましては、共働き夫婦の場合については、相手の配偶者の同意という形でとらなければいけないわけですが、申告をいただかなければいけないのですが、配偶者の方がお仕事中であったりとか、あるいは海外赴任等で長期に不在だったりすることになりますと、なかなかつかまらなくて、クレジットを利用したいタイミングで申告を受けることができない、こういうようなことがあるということでございます。

そういう意味では、共働き夫婦のほう恐らくいろいろな形で収入等は多いわけですね

した支払可能見込額調査に係る検討課題、以上の全体につきましてご質疑をいただきたい、またご意見を賜りたいと思います。

この部分の質疑の時間としては、35分を予定しております。この後、前払式取引に係る検討課題も本日予定されております。したがって、委員の皆様、それほど何回も発言機会があるとは限りませんので、どこをとというふうに限らず、今までご報告があった点につきまして、全体を通してご意見、ご質問があればお出しただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

池本委員、よろしくお願いいたします。

○池本委員 検討課題が非常にたくさんありますので、後ろのほうの5番、6番は後に回して、1から4までのところに関連して、委員提出資料という形で出ささせていただきました。ただ、その中でもまた何点かポイントを絞って発言させていただき、あと時間に余裕があれば、また補足するというふうにさせていただきたいと思います。

まず、検討課題の2、アクワイアラー等による加盟店調査措置のことについて申し上げたいと思います。これは冒頭のご説明にもありましたが、条文の位置づけが情報管理のところ加盟店調査全般が入っているので、ちょっと条文の文言からは見えにくいところですが、国会での審議や附帯決議、そもそもこの小委員会では第1回目は悪質加盟店排除のことを議論してきたので、そこをしっかりと省令の中では明記していただきたいということが前提となります。

その上で、初期審査、途上審査というふうにあります。初期審査のことで一言申し上げますと、インターネットのサイト業者などの場合に、責任の所在がはっきりしないで雲隠れするというケースが非常にふえていると聞いておりますので、法人であれば代表者名とか連絡先、個人であっても、住所・氏名などもきちんと把握しておいていただくようにする必要があろうかと思っております。

加盟店調査で特に大事なものは途上審査、特に苦情が生じてきた場合に、何をどう調査するかというところであります。何をどのように調査するかという具体的な方法については、事業者団体の中でいろいろ多様な方法をとっていただくということがよろしいと思うのですが、重大な苦情が発生している、あるいは多発しているのに放置するということがあっては困ります。その意味では、どういう場合にはきちんと調査をする必要があるという、その「必要に応じて」という言葉の意味は、省令の中で義務発生要件として明記しておいていただく必要があろうかと思っております。例えば、不実の告知で取り消しに当たるような重

大な苦情が発生した場合とか、その他の苦情でも、それが多発したような場合というよう
なときがそれに当たろうかと思えます。

それから、検討課題の④のところに関連して申し上げたいと思えます。これは以前のこ
の小委員会でも、私、何度か発言しましたイシューとアクワイアラーとの間の苦情情報
の連携の問題です。これも2つ分かれまして、包括信用購入あっせん、現在規定がある
ところを、イシューからの情報伝達、その情報伝達を受けたアクワイアラーの加盟店調査
というふうに分けた上で連携を図るということは非常に適切だと思えます。

その場合、2点、ここの矢印でいうと2本目と4本目のことを指摘したいと思うので
すが、イシューからアクワイアラーに情報伝達をする場合、少なくとも加盟店情報に登録
するというのは非常に簡便にできるいい方法だと思うのですが、現在の条文は加盟店調査
を前提にしているために、重大情報の場合は直ちに調査せよ、その他苦情の場合は多発し
たときに調査をせよというふうになっていますが、情報伝達は、まずアクワイアラーに情
報を集めて、アクワイアラーがさまざまなイシューから情報を集めた上で、同種苦情が
多発しているということ把握するわけですから、苦情が来たら速やかに伝達するという
形をとっていただく必要があるのではないかという点が1点。

それから4本目の矢印ですが、イシューの役割として、情報を伝達すれば、あとはア
クワイアラーがやってくれるからおしまいというのではなくて、苦情の適切な処理とい
うことは、きちんとアクワイアラーとさらに連携して、最終的にどうなったのか確認し、そ
れを消費者に還元するというところまでやって初めて苦情が適正に処理されることにな
ることになるかと思えますので、そのあたりもきちんと書き込んでいただきたいとい
うふうに思えます。

最後、(2)の「マンスリークリア取引におけるイシューの苦情情報の活用取組」と
いうことで、この点は以前のこの小委員会でも、あるいは法律の中でも、マンスリーク
リシ取引のイシューについては、法的な義務づけにはしないで自主的な規制でやるとい
うふうになっていたかと思えます。ただ、それが本当に十分なのかということは、国会の審
議の中でも複数の議員から質問があり、附帯決議の中でも、カード発行会社から加盟店契
約会社に迅速に伝達し、悪質加盟店情報を集約し、調査措置を効果的に講ずる必要があ
るのだ、政府はそこをきちんと促進しなさいということが附帯決議にも明記されているか
と思えます。

その意味では、イシューの苦情情報をきちんとアクワイアラーに伝える。マンスリー

クリア取引の場合にも、これは今回のペーパーでいきますと、業界の自主的な取り組みの中で特に情報の加盟店情報の報告制度を活用するということに示されているかと思うのですが、そのあたりはみえるように制度として示していただきたい。これは省令事項になるのか、あるいは自主規制のところに入って、それを政府として促進するということになるのかもしれませんが。

特にアクワイアラーは、受けた情報、マンスリークリアも含めて届いた情報を使って加盟店調査をするというのは義務ですから、その義務を果たす前提のイシューアからの情報がきちんと入るよという形でやっていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

池本委員には、詳しい意見書も提出していただいております。その他は一応書面をもって陳述ということで、また後で何かあればお話しされるということでもございました。

ほかの委員のご意見も伺いたいと思いますが、今、池本委員のお話を伺って、今回の省令改正に係る資料の5ページ目、「オフアス取引の場合に『イシューアがアクワイアラーに苦情を伝達すること』を追加すべき」という記述がございます。これはオレンジの報告書のほうでありますと、「イシューアがアクワイアラーに苦情を伝達し、伝達を受けたアクワイアラーが処理する」。「オンアス加盟店に係る苦情の処理は、イシューアではなくアクワイアラーとしての立場で処理するものとする。」と、この報告書との関係ですね。これなどもどうなのかというところ、どういうふうに理解すればよいのかということもかわるかと思います。また、実際には現場での落とし込みということになるかと思います。消費者からイシューアに苦情があった場合に、イシューアは、いわば何らの評価、チェックをせずに全て伝達するというイメージなのか、それとも、やはりある程度は裏をとって伝達するというイメージなのか、そのあたりによっても現場の対応はかなり違ってくるかと思いますので、その辺も含めてご意見をいただきたいと思ひますし、また、当局のほうで何かご説明があれば後でまとめていただきたいと思ひます。

それでは、ほかの委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

それでは、大谷委員からお願いいたします。

○大谷委員　　私のほうからは、実際にあった事案を通して、イシューアからアクワイアラーへ加盟店情報をどういうふうに伝えていくべきか、そういった形の意見をさせていただきたいと思ひております。

委員提出資料2ということで、私のほうからは報告書を出しております。それをごらんいただきたいのですが、最近の消費生活相談において、決済代行会社の絡む事案について幾つか新たな動きがありますので、それをまず報告させていただきます。

決済代行会社が消費者との契約金を分割して、毎月イシューアーにマンスリークリアで請求しているというような案件が見受けられております。こういった案件は、特に短期間にもうけられるノウハウを教えてくれるというような情報商材関係の契約のときに出てくるものが多いのですが、今回の事案でも、ある1人の方が2カ月の間に7件もの契約をして、合計170万円もの契約になってしまったということがありました。全てクレジットカード払いにしているのですが、4社ほど決済代行会社が入っておりまして、一括で請求をしているものもあれば、決済代行会社が毎月イシューアーに分割して、例えば表の6のものと、9万8,000円の契約金額のものを、1万幾らを10回ずつというような形で毎月イシューアーに請求をしていくというような分割払いを受けているというような案件がありました。

この案件を、イシューアーのほうに相談の現場では調査協力をいただいて、支払いをまずとめていただけないかとお願いをしますけれども、その際にどの金額をとめたらいいのかというのがまずみえてこないのですね、こういったケースの場合に。それで、ひもといていくと毎月マンスリーが上がっているんで、契約金額そのものが一括で上がっていれば確認がとりやすいのですけれども、例えば毎月10回に分けてマンスリーで上がってきていると、この月に請求された1万円の分ですねというような形で細分化されてしまいますので、全くみえてこないようなケースがありました。

あと、これは今回のようなケースとは限らないのですが、決済代行が入るときのイシューアーであるクレジットカード会社からの利用明細の表記の仕方なのですが、大抵の場合、決済代行会社のP S Pの略称と電話番号らしき番号が表記されているだけですので、消費者側からみても、一体何を買ったものなのかというのがわかりにくくなっているという実態があります。

今回のような情報商材のようなケースを扱う案件では、アクワイアラーは全て、今回の7件全部アクワイアラーは海外にありました。ただ、どの海外のアクワイアラーなのかというところまでは開示はされないもので、現場の相談の場でもみえてこないということがありました。

あと、今回のケースの場合ですと短期間に総額が大きい契約を次々としておりますので、加盟店管理という観点からはどうなのかということで、今回の契約先全て登記を現場でも

とってはみたのですけれども、表にありますように、登記のあるもの、ないものもありますし、あったとしても非常に直近に設立されているものだとか、登記をみただけでも怪しいのではないかなと思われるような会社の実態があるにもかかわらず契約が行われているというようなことがありましたので、そういった実態も参考にさせていただければと思います。

私のほうからは、悪質加盟店排除のためには、イシューアからアクワイアラーへの情報提供だとか情報連携というのが非常に重要だと思っております。今回のようなアクワイアラーが海外にあるというケースは、なかなか情報連携というのはしにくいかと思っておりますので、国際ブランドの協力を仰ぐというような体制をとるといふふうに決められておりますが、苦情の有効な活用のためには、どうしてもイシューアからアクワイアラーへの情報提供、情報を共有する仕組みというのを具体的につくっていただきたいなというのを切実に感じております。

また、できればの話なのですが、悪質加盟店の情報をアクワイアラーに直接、例えば消費者もしくは消費生活センター等から提供できる、こういった仕組みというのもできないものかというふうに思っております。

あと、加盟店加入に関しては、こういった悪質加盟店排除のためには、初期審査の段階で最低限必要な調査事項を設定することはもちろんなのですけれども、取引の実態も確認できるような調査対象とすべきだと思っております。

あと最後に、イシューアから発行される利用明細の表記なのですが、P S Pの表記だけではなく、購入した商品名か購入店名、こういったものが表記できるような伝達の方法を考えていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして鈴木委員にお願いします。先ほどお手が挙がっていたかと思いません。

○鈴木委員　　ありがとうございます。私も大谷委員のものとかかなり重なる部分があるのですが、委員提出資料3をごらんください。最近の相談業務の中で、イシューアからアクワイアラーへのトラブル発生情報の連携がいかに難しいか、その重要性を感じた事例がありますのでご紹介させていただきます。

まず、1.の「相談者から主な申し出内容」なのですが、2015年の秋ごろから全国の消

費生活センターに、クレジットカードに覚えのない料金が毎月請求されている、と。カード会社に確認すると、光回線の電気通信サービスを電話で契約したときに、別業者が提供するサポートサービスなども契約になっていることがわかったというものです。申し込んだ覚えがないので、カード会社からの請求に納得できないという相談が入り始めまして、全国の消費生活センター、また、国民生活センターでも2016年の春先から多く寄せられております。

交渉や情報収集に努めているのですが、今でも全国的に発生し続けていて、私どもが確認できた限りにおいても、少なくとも300件を超える相談があります。このサポートサービス提供会社なのですが、一言でいえば悪質な事業者で、何回もいうように、同様のトラブルが寄せられ続けている状況です。

私どもで、クレジットカード決済についてカード会社さんなどに情報収集を行ったところ、ここに書きました4つの点が判明しました。まず1つ目としては、この業者は複数の国内アクワイアラーの加盟店である。2つ目として、この業者とアクワイアラーとの間に国内の決済代行業者が存在しています。相当数がオンアス取引の形になっていて、お客様相談室には苦情が寄せられているのですが、トラブル発生後も当該業者のクレジットカード取引が長期間にわたり継続されています。4つ目として、トラブルが拡大している最中にも、新たなアクワイアラーが加盟店契約を結んでいたということがわかりました。

ここの4つ目として、「今後の課題等」に書きましたが、私どもとしては、オンアス取引も含めて、苦情発生情報がイシュー業務部門からアクワイアラーの業務部門に連携されていれば、このような悪質加盟店を早期に排除できていたのではないかと考えています。

今回のようにアクワイアラーが複数に分かれている場合には、これは1つの決済代行業者だったのですけれども、そこに情報が集約されている可能性も高く、決済代行業者が苦情発生情報の活用という観点からは重要な役割を担う場面があると感じています。

苦情発生情報の連携というのは非常に難しいと思うのですが、アクワイアラー等への情報提供の仕組みが非常に重要だと感じておりますので、各社における情報共有の体制整備ですとか業界における仕組みが具体的に整備されるように、省令の規定への追加などを検討していただければと思います。

以上です。

○山本委員長　それでは、ほかの委員の皆様、では、まず二村委員、お願いいたします。

○二村委員　ありがとうございます。まず、幾つか。先ほど来「悪質加盟店」という言

葉が出ておりますが、何をもって悪質とするのかというのも非常に定義が難しい問題で、これは省令をつくる際に、抽象的に「悪質」という言葉ではなくて、何をもって評価の判断をどういうところに置くのかという基準がわかるような形で、省令なのか監督の基本方針なのか、明確にさせていただくことを希望いたします。

それから、調査の中身で商材というのが出てきて、取り扱い商材、確かに大事な問題だと思いますが、これが非常に細かなレベルで商材を把握せよということになりますと、販売業者さんは日々商品を入れかえたりするということがあるかと思えますから、これも抽象的に「商材」といっても、具体的に現実社会の中で把握ができるレベルということでない、機能として、目的等の関係ではかえって障害をもたらすであろうと。その観点で、商材ではないのですが、例えば日本産業分類の中分類程度ですと、単なる小売ではなくて、何を売っているかというところまでが把握できる。あるいは同様に、いわゆるマーチャントカテゴリコードといわれるもので、ISO18245なども同じような考え方をとっております。この業界に最も整合的なものを採用するということも考えられてよろしいのかなというように思っております。

それと、加盟店管理ということで種々ご指摘をいただいて、苦情連携というのが大事であるということについて、私は全く異を唱えるものではございません。ただ、まずアクワイアラー等が調査をするというところに入り口の調査の段階では、怪しいということがわからない段階で調査しているわけですね。事前調査の段階の話と問題が出たときは質がおのずと異なってきて、先ほどご発言の中で、登記をみただけでいかにも怪しいというご指摘もあったのですが、私、登記をいろいろみていますけど、みただけでいかにも怪しいというのに出くわしたことはめったにないのですね。それは、何がしか問題情報をもってみるから怪しくみえるのが普通かと思えます。このように、事前と事後とではおのずと評価のポイント等も異なってきますので、結果責任にならないようにきちっとそこは押さえるべきだと思っております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご意見はございますか。それでは、藤原委員お願いいたします。

○藤原委員　　私は、検討課題の5と6について一言だけ申し上げたいと思います。

表示でありますとか情報提供事項ですけれども、まずは、この検討会で何が本当に必要なのかという洗い直しは、事務局にもぜひやっていただきたいと思えます。その上で、確

かにその都度集めても意味のないことは、この際思い切って切り捨ててもいいと思います。しかし、逆に何らかの役割を果たしているのであれば、もちろん残さなきゃいけないということだと思います。

それから、表示、書面の交付の2のところでは法令用語のことが書いてありますけれども、これは極めて適切かつ常識的な検討課題だと思っております。個人情報保護の分野でも、我が国にも大きな影響を与えているEUのデータ保護一般規則の中に、絵文字とアイコンを使って書いていいという条項が1条ちゃんと書いてありまして、その立法趣旨は何かというと、法文を消費者等に意識するのだという意味なのですね。わかりやすく意識する機能を果たすのだということで、まさしく適切な表示方法のあり方ということで、これはどこでどういうふうにつくるかも含めて検討していく必要があるかと思えます。

それから、検討課題の6ですけれども、支払可能見込額調査のところですが、これは2つありまして、1つは、そもそも取っているのが多くの情報を取り過ぎているということなのですから、その取り過ぎている情報が必要な申告事項なのか、任意的な申告事項が多過ぎて負担なのかというのをまず明らかにする必要があります。その後で、必要なものが多過ぎるのだとしたら、フィンテックの話が出てまいりましたけれども、それは技術の点からも、あるいは我が国の社会環境の変化もあるわけですから、その観点から見直していくことは確かに必要であると思えます。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。では、沢田委員お願いいたします。

○沢田委員　　ありがとうございます。1回しか発言できないかもしれないというので、検討課題の1と2に関しまして一言ずつ確認的なコメントをさせていただいて、検討課題の4につきまして意見を申し上げたいと思います。

検討課題1につきましては、実行計画が今後は法執行の事実上の基準になるというふうに理解いたしました。去年の位置づけでは、実行計画はみんなで頑張ろうという目標のような役割だったかと思いますが、その位置づけがかなり変わってきて、省令がどんな文言になるのかというのはちょっと想像がつかないところがあり、テクニカルには結構大変かもしれないという印象もありますが、実行計画の側では、法執行の基準となることを意識して表現ぶりを変えたり、要するにミニマムラインになる、それを満たせないと法執行されるという性質のものとしてつくっていらっしゃるのかどうかということに疑問というか

関心をもったというのが1点です。

検討課題の2に関しては、日本語の表現ぶりの話だけかもしれないのですが、資料3の3ページの「加盟店の悪質な取引についても調査対象とすべき」という点に関しては、調査してみないと悪質かどうか分からないと思います。二村委員のご指摘とも重なるところですが、悪質な取引だという何か要素がみえたところで、きっかけがあったところで調査対象とするという意味なのか、それとも、悪質な取引が起こらないように常に全件みているという意味なのかによってかなり変わってくると思っていまして、恐らく後者ではないと思いますので、それがもう少しわかるような表現にしていいただければいいなという要望です。

検討課題の4につきましては、資料3の5ページになるのですが、イシューが苦情情報をアクワイアラーに伝えるという点に関しましては、先ほどの鈴木委員のご発表の中で、国内取引、国内のアクワイアラーで国内のPSPで国内加盟店という場合でも問題があるケースがあるということがわかりましたので、伝達の仕組みをつくるということには全く反対ではないのですが、現在問題が大きく顕在化しているのは、大谷委員のご発表にありましたように海外アクワイアラーのケースと思うのですね。PSPは多分国内だったのかなと思いついてお聞きしていましたが、今まではそこには何も法律がなかったわけですが、今回法改正をされて規制がかかるということ、悪質な加盟店を抱えている海外アクワイアラーに伝えなきゃいけないわけですね。改正法の趣旨を縷々説明して、日本に事業所を設けて経産省の登録を受けてくださいというご指導をいただかないといけないと思うのですが、それは経産省がやってくれるのかどうかというのが1点。

苦情情報をアクワイアラーに伝えても、海外アクワイアラーは何故それをいわれているのか分からないと思いますので、変な加盟店を抱えている海外アクワイアラーに関する情報を、まず経産省に伝える必要があるのではないかと思います。

現実には国際ブランドが定めているチャージバックルールがあって、特にアクワイアラー、PSP、加盟店全て海外という純粋クロスボーダーケースに関しては、チャージバックは最も有効な救済手段であり、かつアクワイアラーに対する情報伝達手段、加盟店が悪質かどうかも含め情報を伝達する手段としても一番有効なのではないのかなと思っております。海外アクワイアラーとしては、イシューからチャージバックが頻繁に来るような加盟店であれば、自らのために加盟店契約を見直さなきゃいけないと思うのではないかと

思います。それは今回の法改正とは無関係のが届いてない部分かとは思いますが、苦情対応というテーマであれば、それに関しましても多少言及していただけるといいのではないかと思います。

かといって、チャージバックにはコストもかかりますし、事由も限定されています。イシューは何でもかんでもできるわけではないと思います。

そこで検討課題の5にも関係するのですけれども、カード会員に対してどんな情報を提供しなきゃいけないかという点で、「どういう販売店と契約するかはカード会員の自己責任です、紛争解決も自分でしてください、カード会社にできることもあります、けどそれには限界があります」ということを、カード発行時にきちんと説明していただくべきではないかと常々思っております。会員規約を見ても、特にオフアスの場合にいろいろな限界があるということが全く伝わってこない規約になっていると思っております、そこは丁寧を書くべきではないか。そうでないと、オンアスとオフアスの区別ももちろん一般の消費者はわかりませんから、カード会社が苦情相手だと思ってしまう。つまり、カード会社が変な販売事業者のかわりに自分に請求をしてくるのだと固く信じている消費者が減らないと思います。

その意味では「苦情」という言葉も、「加盟店に対する」苦情ということをしつこいぐらいに言っていただく必要があるのかなと。消費者が誰に対して苦情をいつているのかということが誤解のないようにしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご発言ございますか。では、丸山委員お願いします。

○丸山委員　　それでは、私のほうからは、資料2と資料3につきまして明確化していただけると、と思った点について発言させていただければと思います。

まず、資料2のほうで、実行計画の中でというふうにいわれていたセキュリティ対策の関連なのですけれども、カード情報の非表示化というものを実行計画の中で進めていくということについて、具体的なイメージを教示いただきたく、イメージが間違っていたら訂正していただければと思います。例えば、今だとオンラインで買い物とかするとき、カード情報を残したり、残せなかったりというのは選択できるようになっているのですけれども、そういうものは、残さないという方向で統一するようなことが念頭に置かれているのかというところを教えていただきたかったという点が1点です。

また、資料2の16ページですが、IC化不対応の場合の処理について、損害の負担というのを今後考えていくのだという提言があったのですけれども、これはクレジットカード番号と取扱事業者間での損害の適正な分配の話なのか、誰と誰の間の損害の分担の話だったのかというところを教えてくださいと思います。

その上で資料3のところですが、3ページのところとかに書かれております加盟店調査に関しては、具体的な内容とか基準というところはやはり気になるところです。先ほどから苦情情報の活用というのが望ましいということが提言されておまして、それはそのとおりであると思います。例えば、代表者とか役員というのは同じなのですが、法人としては名前を変えてしまって悪徳商法を繰り返す事例があると思うのですが、そのときに代表名に着目し、何らかの対応を考える、そのような活用がしていけるということでしょうか。

最後に、資料3の12ページ以降で問題提起されております支払可能見込調査の話ですが、少々議論をする前提として教えていただきたい点があります。基本的にこういった調査は、事業者の側からは過剰に与信リスクを負担しないように、消費者の側からは多重債務や過剰融資の防止、これが目的となると思います。

それを前提とした上で、合算の趣旨や申告の趣旨というものが法的な意味合いと事実上の意味合い、どういうコンセプトでそもそもこれまで行われてきたのかというところを教えてくださいと、議論がしやすいと思いました。本人以外の家族が申告をするということが、保証人になるとか連帯債務者になるとかいう意味づけではないとすれば、どういった趣旨で、合算や申告を求めて基準を立ててきたのか。そこを明らかにしてもらえると議論がしやすいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 幾つかご質問がありましたが、現在、質疑に予定されていた時間はもう来ております、しかし、議長としては、多くの委員の皆様から既にお手が挙がっておりますので、この段階でこのテーマを打ち切ることはできないと思いますので、まず、今、丸山委員からご質問のあった点について、事務局のほうへのご質問だったと思いますが、簡潔にお答えいただいて、その後また、この項目の時間を延長して委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○坂本商取引監督課長 簡潔に。1つ目、実行計画の中でオンラインの加盟店の非表示につきましては、丸山委員からございましたように、カード番号を残さないということ

もう一つ踏み込みまして、そもそも加盟店が非表示というためには、加盟店のサイトを通過もさせないということで、非通過も含めての非表示という定義にしております。

2つ目の加盟店調査の中での調査事項といたしましては、資料3の3ページの一昨年の報告書の抜粋の中にもございますように、代表者というのは、初期審査における調査事項として例示として挙げられているかと思っておりますので、特にご異論なければ、そういった形で進めさせていただければと思います。

最後、非常に難しいご質問で支払可能見込額、なぜか103万を超える場合の主婦が共働きの場合には、配偶者本人からの申告を求めているというところについては、その人自身の年収なので、本人から聞くほうが精度は高いだろうというようなことで、おっしゃっていただいたような保証人にするとか、そういった趣旨、機能はございません。そういった意味では、正直申し上げて103万以下と103万を超えるところで申告の主体が違うというのは、現時点で余り合理的な説明はできないだろうというふうに思っています。

○山本委員長　それでは、引き続きご発言をいただきたいと思っております。

まず、岩崎委員をお願いします。

○岩崎委員　私からは2点申し上げたいと思っております。

1点目につきましては、個別検討課題ではなく全体的な話なのですけれども、省令改正の検討に際しての視点といたしまして、消費者保護とクレジットカード市場の発展という、その2つのバランスをとるべきだということを主張したいと思っております。今回の割販法改正は消費者保護を前面に打ち出した内容となっております。消費者保護が重要であることはいうまでもないのですが、その一方で、クレジットカードの不正使用被害額は日本クレジット協会さんの直近の公表値は、2015年値なのですけれども、年間120億円になります。それに対しまして同じ年のクレジットカードショッピング、すなわち信用供与額は50兆円です。つまり、不正使用額は全体の0.03%にすぎず、しかも、この0.03%のうちの大部分をクレジットカード会社が負担しております。消費者が実際に負担する額は、ごくわずかにすぎません。

クレジットカードの不正をなくしていくのは極めて重要ですし、そのために行われようとしている今回の省令改正も方向性としては間違っておりません。ただその一方で、施策実行に当たりまして、クレジット業界はすごくいろいろな対策を迫られておりまして、そのためのコストもかなり大きいと聞いております。実際に、私も去年末に中小のクレジットカード会社さんと話をする機会があって、もうアクワイアリングをやめようかみたいな話

もしていましたので、そういうふうに負担に耐え切れずに市場からの退出を余儀なくされるカード会社が出てくる可能性もあるのではないかと思います。

それですと、クレジットカード市場の健全な発展が阻害されまして、クレジットカードという便利な決済ツールの普及にも支障を来し、消費者の利便性が損なわれて、かつ国が推進するキャッシュレス化にも反するのではないかと思います。ですので、繰り返しになりますけれども、不正をなくしていくというのはキャッシュレス化の推進にとって重要であることは十分承知しているのですが、ここでの議論に当たっては、きちんとファクトに向き合って、費用と効果を見きわめながら進めていくべきなのではないかと思います。

2点目といたしまして、1点目と関連するのですが、検討課題2のアクワイアラー等に対する加盟店調査義務についてですが、ここで全ての加盟店に対して定期的に調査を行うことはどうかと書いてあります。悪質加盟店を排除するという観点からは望ましいのですが、実際問題として、アクワイアラー等にとっては極めて負担が重くて、本当にきちんと実行できるのかという疑問が残ります。負担が重過ぎると、先ほどの議論と一緒に、アクワイアラーに過度の負担がかかってクレジットカード市場の健全な発展を妨げますし、さらには、結局は実行されないというリスクもあるのではないかと思います。こういった事態を避けるためにも、アクワイアラーに過度の負担を課さないような加盟店調査義務にすべきではないかと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、さらに渡辺委員と尾島委員に、既にお手を挙げていただいておりますので、短くまとめていただいて、それで、恐縮ですがもう一つきょうは大きなテーマがあるものですから、そちらに移らせていただければというふうに思います。

では、渡辺委員お願いします。

○渡辺委員　　申しわけありません、なるべく短く。もう細かい具体的なお話がたくさん出てきた後で、かえって大ざっぱのお話に戻ってしまうようで申しわけないのですが、検討課題の4と6についてちょっとだけお話をさせていただきます。

検討課題の4のほうの苦情情報の活用については、これはお話をお聞きしていて、大谷委員、鈴木委員、いわゆる相談現場の声として共通して、この苦情情報の活用というのは大変重要だというご認識であることが大変印象に残りました。平成27年の報告書の中で、既に国民生活センターの情報等を利用してということでの枠組みをつくっていくべきだと

ということが唱えられておまして、今回国セン情報の利用については、国民生活センター、経産省、消費生活センター、クレジット協会まで含めて具体的な仕組みをつくって動き始めているところだと思います。また、これは大変なご苦労があったというふうに伺っております。

したがって、今度一定程度は事業者さんにも汗をかいていただきたい、それによって情報の有効活用というものをうまく図っていききたいというのが1つでございます。

もう一つは、検討課題6の支払可能見込額の調査のほうにつきましては、結論だけ申し上げますと、ご提言に賛成です。平成20年改正の際には非常にリジットな個別具体的な事項を挙げたというのは、課長から、どうしてそうなったかといういきさつ、ご紹介があったとおりだと思うのですが、今回別のセキュリティ対策のところでも具体的な手段や方法を限定しないという言い方がされておりますし、形式的・画一的な基準を見直していこうという支払可能見込額の調査の方向性については賛成であるということだけ申し上げたいと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続いて、尾島委員からお願いいたします。

○尾島委員　　では、一言だけお願いします。

いろいろ提言されている中でいろいろな義務が課されていると思うのですが、その義務の内容で、例えば極端なものは、登録の取り消しとかいうものがあると思うのですが、例えば、情報活用義務みたいなものの義務違反があったときにはどういう効果が生ずるのかというようなことも含めて考えていただければというふうに思いましたので、一言だけ発言させていただきました。ありがとうございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

非常にたくさんの論点、しかも重要な論点で、まだまだご発言なされたい委員の皆様たくさんいらっしゃると思いますが、時間の関係がございますので、本日の最初の検討項目につきましてはこの程度とさせていただきます。

続きまして、後半のほうの検討課題といたしまして、前払式特定取引に係る検討課題について、事務局からご説明をお願いいたします。10分程度でお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　資料4でございます。「前払式特定取引に係る現状と課題」ということで、こちらの割賦販売小委員会で前払い式について取り上げさせていただくのは

今回が初めてということになります。他方で、時間の制約もございますので、恐縮ながら簡潔にさせていただきます。

1 ページ目をごらんください。昭和47年の割販法の改正の際に、前払式特定取引業が規制の対象として、許可制ということで追加をされております。中身といたしましては、1番、2番、冠婚葬祭互助会と友の会ということがこの前払式特定取引の対象ということになっております。青いところの2つ目の丸にございますように、主な法律上の規定といたしましては、これはクレジットと反対で、サービスや商品の提供に先立って事前に預かるというもので、事前に預かった前受金をしっかり保全をしていただく、2分1相当額について供託所に預ける、あるいは保証会社の保証を受けるという形で特定をされた保全措置を講じていただく、これが主な規定の内容になっております。

2 ページ目、3 ページ目、これは互助会、友の会それぞれについての歴史を振り返ったところですが、時間もないので割愛させていただきます。

4 ページでございます。前払式特定取引について、これは経産省の消費者相談室に届いております苦情・相談件数のここ10年ほどの推移ということでございまして、10年スパンで見ますと減少傾向がみられます。一方で、2つ目の丸にございますように、内訳を見ますと、8割近くが解約関連ということになっております。

次のページをごらんください。5 ページでございます。こちらは全国各地消費生活センター、PIO-NETのほうに寄せられた苦情・相談件数ということで、こちら10年スパンで見ますと、多少増加のトレンドでございますが、補足をさせていただきますと、消費者相談のほうに寄せられたもの件数全てを積み上げておりますので、我々が理解しております解約手数料に関する判決が出た直後とかに、それに関して、例えば平成23年のところが上がっておりますけれども、ここで初めての解約手数料の判決が出たというような関係がございまして、必ずしも苦情が増えているというふうには申し上げられないかと思いますが、大事なことは、内訳を見ますと、こちら同様に8割近くが解約関連ということになっております。

具体的には6 ページをご覧ください。典型的な苦情・相談のケースでございます。1つ目、解約を申し出ただけけれども、返金から差し引かれる解約手数料が高いのではないかと。事例2では、解約を申し込んだのだけれども、できないといわれた。あるいは事例の3では、解約をしたいと言ったのだけれども慰留をされた、あるいはなかなか対応してもらえなかったというようなものでございます。

7 ページ、これは解約そのものではないですけれども、これも相談内容ということでございますけれども、契約書が交付をされていなかったと思うと、契約書が無いのでなかなか金額が分からないといったようなことも寄せられております。

8 ページをご覧ください。解約手数料に関しましては、幾つか消費者団体等からの訴訟もございまして、左下でございますように、判決で見ますと、消費者側の主張が認められた左側のケース、あるいは互助会側の主張が認められた、比較的広く解約手数料としてカウントしてもよいというふうにいわれた直近の判決、いろいろな結論があり、分かれているような状況でございます。

一方で、右側でございますとおり、平成25年には一つの判決を受けまして、解約手数料についてどういった項目についてはカウントしてよい、あるいは関連性の乏しいものについては費用項目として入れるものではないのではないかといったような経産省からの報告書を出してございまして、これを受けて、右下のグラフでございますように、今日もオブザーバーで参加していただいておりますけれども（一社）全日本冠婚葬祭互助協会は、大半の互助会が加入をしている自主規制機能ももっている業界団体でございます。注3でございしますが、こちらの加盟互助会の約8割に当たる163社が、この報告書を踏まえて、協会のご指導のもとで自主的に見直し、手数料の引き下げを進めていただいております。ここ2年ほどの間に、満期後に解約するケースで半分以下の水準まで引き下げられているという状況でございます。この間、この協会からは、会員互助会に対して複数回にわたり、この報告書を踏まえた見直しあるいは引き下げの指導ということが文書でもされているというふうに認識をしております。

次、9 ページでございます。現行の業務規制ということでございますが、幾つかここに挙げられているようなものは、現行の省令の中でも規定がございます。例えば解約に関して申し上げますと、約款の中に、消費者都合の解約ができないといったような消費者に不利に特約を入れてはいけないといったようなことはございます。

募集に関しての一番上でございますが、重要事項の不告知、あるいは不実告知については、改善命令事由として挙げられております。

一方で、10 ページが今回の問題提起で特にお諮りをしたい点でございますが、1 つ目で、先ほど事例でもご紹介したように、解約ができないと、解約をしたいがいろいろ言われて引き延ばされたといったような解約拒否等の行為については、現行ですと、先ほどの約款に、そういう解約ができないといった特約を入れてはいけないというのはございますが、

実際こういう行為に対して是正ができるという規定が現在ないというような状況でございます。

2つ目については、問い合わせに対する対応について、苦情あるいは相談対応の体制というものも現行ですと特に求められていないと。

3つ目は会員契約、同じ割販法の中ではございますが、この前払い式については、契約を書面で交付をするという規定がございません。

11ページでございます。先ほどの不実告知など不当なことを告げて勧誘をしてはいけないというのは改善命令事由としてございますが、これまでの互助会でネット取引といったものが実際余りなかったが、今後契約の増加が見込まれること等から、不当表示についての規定が現行ですとないというのが①。②としては、会員管理等でシステム関係の外部委託というのは、最近互助会等でも見られることですが、委託先管理に関する規定がない。あと3つ目については、当然こういったビジネスですので、個人情報長期にわたって預かるということになりますけれども、情報管理体制についての規定がないということ。

特に今回この前払い式を取り上げさせていただいた趣旨としては、何か足元で急に苦情が増えているといったようなことがあってということではなくて、先ほどクレジットのほうでも少し申し上げたように、今回法改正を機に省令全体を見直す非常にいい機会でもございますので、これまでこの前払い式については規定が余りクレジットのように厚くなくて、行政指導といったような形で、日々監督業務で何とか工夫をしながらやっていた部分について、必要な規定については今回整備をさせていただき、検査・監督業務がより実効的にやれるように体制を整えられないかという趣旨でございます。

12ページのところから財務に関してございまして、12ページの4つの財務基準について、現行では、この基準を割った場合に、かつ消費者利益を保護するために必要な場合には改善命令が発動できるということで、改善命令事由として挙げられております。

一方で、13ページでございますが、この4つの基準の1つである流動比率について、流動負債に対する流動資産、流動負債分の流動資産が80%以上というのが基準になっておりますが、具体的な流動負債についてはこの科目を積み上げる、流動資産についてはこの科目を合計して計算するというのが下の表に掲げられております。これは省令で定まっているものですが、この流動負債にカウントしている項目、流動資産にカウントしている項目のうち、太線を引かせていただいている部分については、一般の企業会計原則で流

動性ということについては、1年以内に換金あるいは支払い期限が到来するというのが原則だというふうに理解をしておりますけれども、例えば右側の前受金であれば、非常に長期にわたるといってもございますし、流動資産、例えば営業保証金であれば、前受金の保全措置として、当然業務を行っている限り、供託所に基本預けておくということになりますので、本来この流動比率ではかるべき流動性というのが、必ずしもこういう流動性のない項目が入っていることによって適正にはかれないのではないかと。この流動比率についても、企業会計原則に照らして適正なものに見直していくべきではないかというお諮りでございます。

最後、14ページでございます。財務でもう一つあります。現行の法令では、互助会あるいは友の会単体の財務の状況について把握をし、その基準が割れたら改善命令というような形になっておりますが、互助会でも婚礼とか葬儀の施行は別会社、そこに取り次いでいるだけというようなパターンも多いですし、友の会であれば、定義上、通常子会社なのですけれども、販売店と消費者との間で取り次ぎを行うという形態ですので、互助会でいえば施行会社、友の会でいえば販売店と、財務上も営業上も非常に密接な関連にありまして、留意点の2つ目で書かせていただいておりますとおり、例えば友の会単体でみると、法定の財務基準はきちんとクリアをしているのだけれども、親会社のほうの経営不振によって廃業に追い込まれ、法定の還付という手続に至る事例もございます。なので、この財務面でしっかり検査・監督、ハードランディングしないように予防的な点も含めて検査・監督をしっかりしていくためには、連結ベースで把握をしていくということが必要なのではないかと提起でございます。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご紹介がありましたように、業務面の検討課題、財務面の検討課題、このあたりを中心に残された時間でご意見をいただければと思います。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員　　失礼するので、最後、一言だけ。

さっきの情報管理と個人情報保護法の関係ですけれども、当然のことながら改正法の対象になると思いますので、省令で何か書くのだとすれば、それとの切り分けのところだけはきちんと今後検討していただきたいと思います。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。では、二村委員どうぞ。

○二村委員　　まず1点目、業務面のところでございますけれども、表示のところですが、これは景品表示法の有利誤認等との関係はどのようにご整理になるのかなというのが、1点疑問点でございます。

それから、短期支払能力との関係で、確かに流動比率というのは短期支払能力をはかる上で重要な指標かと思いますが、その質を必ずしも保証するわけではない。つまり現金及び現金等価物に限られるわけではないですから、流動比率が適正であるから短期的な支払い能力が確実にあるかということ、またちょっと違ってくるかと思いますが、この流動比率の中身の見直しというのはもちろん大事だと思いますけど、そのほかの指標もご検討いただいたほうがよろしいかと思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。池本委員、お願いします。

○池本委員　　委員発言資料を提出しています、その5ページから6ページにあります。時間がないので、詳細はお読み取りいただくとして、ポイントだけ申し上げます。

冠婚葬祭互助会というのは、それこそ10年、20年長期にわたる契約であって、途中で解約を希望することも多いし、何しろ契約当事者が亡くなった後に履行されることになりまますから、契約条件を明確にしておくことというのは不可欠だと思います。その意味で、ご提案のあった書面の交付義務あるいは表示の問題、あるいは相談体制の問題、提案いただいたものはいずれも必要だと思います。

補足的に3点書いておきましたが、契約書面の中で特に解約手数料の問題がトラブルになっています。今、最高裁で判断が分かれていますので、法律で上限を明記するという場面ではないと思いますが、一般の消費者が容易に認識できるように書くこと、特に葬儀に通常必要な範囲は、どういう項目があり、その中のどの範囲のことでこの金額かということが比較対照できるような書き方といったようなところが、この分野で特に必要な記述ではないかというふうに思います。

それから、長期間経過して、あるいは本人が亡くなって相続人も知らないというようなことで、さらにしばらくたって解約を申し出るというようなトラブルもあるというふうに聞いています。だとすると、何年かに一度は契約内容の確認通知書を送る、生命保険契約などでよくやっています、そういうこととか、あるいは緊急連絡先というようなものを明確にしておいて、それも含めた再確認をすとか、そういった工夫がトラブル防止になる

のではないかというふうに思います。

そして、何よりも今、最高裁での判断だけではない各地で複数の訴訟が起きている状況からすれば、裁判所の判断を待つて動くではなくて、そういうトラブルが早期に減少されるように、業界も、そして監督庁としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長　ほかにご発言ございますか。小笠原委員、お願いいたします。

○小笠原委員　私のほうからは、財務面で2点だけご指摘をさせていただきたいと思えます。

まず、この検討課題の中にある流動比率、先ほどほかの先生の方からのご指摘もありましたけれども、確かに流動比率でいいのかどうか。よりキャッシュフローにかなりフォーカスを当てた指標の検討、これも必要だと思えます。

ただ、もう一点だけこの論点でいいますと、流動比率自身が企業会計原則に照らしてということではあるのですけれども、実際に1年以内に返済しなきゃいけないものなのか、1年超なのかということについては、特に今回、友の会と互助会というのは全く性格の異なる、どちらかというとも互助会というのは、長期に積み立てをしながら、しかもそれが実際に実行されるかどうかというのは大分先になるという性格のもので、友の会は、一方では1年積み立てた後にはほぼほぼ、大体それをお使いになるというようなケースで、1年以内の前受金というケースが多いかと思えます。

ですから、特に互助会に関して流動比率をかなり厳格に設定しますと、その預金部分が拘束されて、むしろ設備投資というか、今、奉斎殿等は装置産業ですので、そういったところに資金が回らないという意味で、事業自体が円滑に遂行されないということが出てくるかと思えますので、1年以内かどうかということはどういうふうに定義をして、なおかつそれをどういうふうに担保するのかということをぜひ検討していただきたいというのが1点です。

もう一つの連結ベースのというお話ですけれども、これは全く同意見であります。私も専門柄、こういったディスクロージャーというのを生業としていますが、都合のよくない部門なり業績を外に出して、単体とかそういった限られたところでいい姿をみせてしまうようにというようなことが往々ある中で、単体のみでその会社の信用力というものを判断することはちょっと難しいと思えます。

ただ、1点問題が出るのは、その提出された連結財務諸表というか、ここでいう連結対

象会社を含めた財務状況というのがどの程度信頼性があるのかという、任意提出をした場合に、その債務数値の信憑性をどのようなプロセスとして担保するのかという、この点も少しあわせて議論させていただければと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

小塚オブザーバー、お願いします。

○小塚オブザーバー　　オブザーバーでございます。この前払式特定取引について、いわば規制の現代化を図るといふ全体的な方向感には賛成いたします。私事ですが、数年前にこの判例研究を、このセレマの最初の地裁の判例で研究しました。省令の読み方がわからずに困ったという記憶がありますので、それは賛成であります。

ただ、それはそれとして、本日お話しいただいた内容の中には、実は本当は法改正をするに値するような事項もあるのではないかという印象もありますので、省令改正によって手当てをするという場合のつくり込み方、重々ご検討いただけたらと思います。

もう一点は、今、小笠原先生が財務との関係でおっしゃったことですが、業務面も含めて友の会と冠婚葬祭互助会は非常に大きな違いがいろいろありますので、そういう意味でどう書くかという問題はありますが、実質に即した改正をしていくのであれば、その両者を、事実上、頭の使い方を切り分けて書き分けるというのも一つかなと思いました。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。特段ございませんでしょうか。

そういたしましたら、ちょうど時間もまいりましたので、この辺で本日の審議は締めさせていただきます。

最後に、事務局から、次回の日程と議題についてのご連絡をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　2時間にわたり闊達なご議論をいただき、本当にありがとうございました。

次回でございますが、3月15日水曜日の10時からということでございます。本日いただきましたご意見を事務局のほうで整理をさせていただきまして、改めてご提示をさせていただき、検討を進めていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ちなみに、第3回目は4月24日の15時からということで日程を入れさせ

ていただいておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

○山本委員長　では、以上をもちまして第17回割賦販売小委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

——了——